

● 通常、介護保険料の上昇は8月から反映されます

介護保険料は本人の前年の所得や世帯の町民税課税状況などにより1年間の金額が算定されますが、賦課期日(4月1日)現在では平成30年度町民税が確定していないため、特別徴収(年金天引き)では4月、6月、8月、また普通徴収(納付書や口座振替)では4月から7月が「仮徴収期間」となり、前年度の保険料段階をもとに算定した保険料となります。

今年度は基準月額の上昇のほか、保険料の所得段階も変更となったため、1年分の保険料が確定する8月分以降(8月から3月までが「本算定期間」)に介護保険料の増減の差額が反映されるようになります。ご理解とご協力をお願いします。

● 介護保険料(所得段階別)

介護保険料は、世帯の課税状況と本人の所得状況により所得段階が分けられます。また、納付方法は、原則として特別徴収(年金天引き)となります。

保険料の所得段階は、10段階からさらに細分化され13段階(実質14段階)となりました。なお、第1段階の人については、低所得高齢者の保険料軽減強化として負担割合を0.50から0.45に引き下げています。

65歳以上の人に納めていただいている介護保険料は、3年ごとに見直しを行っています。今後3年間に見込まれる介護サービス費用全体を計算し、これをもとに3年間の保険料を算出しています。介護保険は、国、県、町が負担する「公費」(2分の1)と、「介護保険料」(2分の1)を財源として運営されます。このうち、65歳以上の人(第1号被保険者)に23%分を負担していただきますが、介護サービスの利用者や利用量の増加が著しく、今後増大することが見込まれることにより、増額改定となりました。

健康福祉課 ☎(64) 7705

平成30年度～32年度の第1号被保険者(65歳以上の人)の介護保険料をお知らせします

所得段階	対象者		負担割合	介護保険料 (上段：年額/下段：月額)
第1段階	本人が町民税非課税	生活保護受給者、世帯全員が町民税非課税の老齢福祉年金受給者	基準額 × 0.50 (0.45)	41,200 (37,100) 円 3,435 (3,092) 円
		合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	基準額 × 0.50 (0.45)	41,200 (37,100) 円 3,435 (3,092) 円
第2段階	本人が町民税非課税	合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下	基準額 × 0.70	57,700円 4,809円
第3段階		合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超	基準額 × 0.75	61,800円 5,153円
第4段階	世帯課税	合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	基準額 × 0.90	74,100円 6,183円
第5段階 【基準額】		合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超	基準額 × 1.00	82,400円 6,870円
第6段階	本人が町民税課税	合計所得金額が120万円未満	基準額 × 1.20	98,900円 8,244円
第7段階		合計所得金額が120万円以上200万円未満	基準額 × 1.30	107,100円 8,931円
第8段階		合計所得金額が200万円以上300万円未満	基準額 × 1.50	123,600円 10,305円
第9段階		合計所得金額が300万円以上400万円未満	基準額 × 1.70	140,100円 11,679円
第10段階		合計所得金額が400万円以上600万円未満	基準額 × 1.80	148,300円 12,366円
第11段階		合計所得金額が600万円以上800万円未満	基準額 × 1.85	152,500円 12,710円
第12段階		合計所得金額が800万円以上1,000万円未満	基準額 × 1.90	156,600円 13,053円
第13段階		合計所得金額が1,000万円以上	基準額 × 1.95	160,700円 13,397円